

障支第1001号
平成26年1月21日

各障害児（者）施設・事業所の長 様

埼玉県福祉部障害者支援課長 岩田 真一
(公印省略)

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する
行為の是正等に関する特別措置法の遵守依頼について（通知）

本県の障害福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、厚生労働省から標記について通知がありました。

貴施設・事業所におかれましては、別添通知等を御確認の上、標記法律を遵守し、消費税の転嫁に際し適切な措置を講じてくださいますようお願い申し上げます。

また、標記に係るパンフレット等については、下記のURLに掲載されておりますので、御確認くださいようお願いいたします。

記

○消費税の円滑かつ適正な転嫁のために（平成25年10月 内閣官房、内閣府、公正取引委員会、消費者庁、財務省）

http://www.mof.go.jp/comprehensive_reform/tenka_pamphlet.pdf#search='%E6%B6%88%E8%B2%BB%E7%A8%8E%E3%81%AE%E5%86%86%E6%BB%91%E3%81%8B%E3%81%A4%E9%81%A9%E6%AD%A3%E3%81%AA%E8%BB%A2%E5%AB%81%E3%81%AE%E3%81%9F%E3%82%81%E3%81%AB+%E3%83%91%E3%83%B3%E3%83%95%E3%83%AC%E3%83%83%E3%83%88'

○中小企業・小規模事業者のための消費税の手引き（平成25年10月 中小企業庁）

<http://www.meti.go.jp/press/2013/10/20131008003/20131008003-2.pdf#search='%E6%B6%88%E8%B2%BB%E7%A8%8E%E3%81%AE%E6%89%8B%E5%BC%95%E3%81%8D'>

施設支援担当 電話：048-830-3314
地域生活支援担当 電話：048-830-3317